

●会員に対する処分の執行について

審査委員会における会員の処分を求める決議が確定したため、会則第53条第1項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、同条第2項の規定によりその旨を公表します。

1. 処分を受けた会員

村田 幸雄 会員（登録第9098号）

2. 処分の種別

戒告

3. 処分の理由の概要

当該会員は、特許権の一部譲渡の対価として、譲渡人である特許権者に渡すことを約して譲受人から金員を預かった。当該会員は、特許権者に対して売掛金を有しており、その債権と預り金を交付する債務とを相殺することを提案し、特許権者の承諾を得たが、その後実際には債権の減額を行うことなく請求を継続し、結果として特許権者に対して過剰に報酬を請求した。

かかる行為は、「弁理士は、弁理士の使命及び職責に鑑み、常に深い教養と品位の保持に努め、弁理士の信用を維持しなければならない。」と規定した会則第41条及び「会員は、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について必要な説明をし、理解を得るよう努めなければならない。」と規定した会則第41条の2第3項の各規定に違反し、会則第49条第1項に該当すると判断した。

ただし、特許権者への債権の減額を行っていないことに故意があったと窺える事情までは見出せないこと、特許権者と当該会員が親しい間柄にあったが故に請求の管理が杜撰になりやすい状態であったこと、特許権者ないしはその遺族が当該会員の処分を求めているわけではないことを考慮し、当該会員に対する処分は戒告とすることが相当と判断した。

4. 処分の執行日

令和6年5月8日